

観音寺総合高校

× 多度津高校

観音寺総合高校総合学科食物系列
2年生が、多度津高校海洋生産科
完全養殖のサヨリ「瀬戸のキラ×キ」
を使ったメニューを開発中！
(22ページ)



あなたと市政をおぶる



広報
No.226

かんおんじ

2024 / 令和6年

8

August



空き家の適正管理は所有者等の責任です

空き家を放置すると急速に老朽化が進み、地域に悪影響を及ぼします。

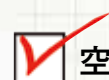
- 土台、柱が腐る → 倒壊、崩落の危険
- 屋根瓦や外壁材が劣化 → 飛散、落下事故の恐れ
- 雑草木が繁茂 → 通行の妨げ、害虫、害獣の繁殖
- ごみの放置・散乱 → 不法投棄、放火の恐れ、悪臭
- 扉、窓の損傷 → 不法侵入、不法滞在



悪影響を及ぼし続けると・・・？

多額の損害賠償請求の対象となる恐れがあります。
「特定空家」「管理不全空家」として「勧告」を受けた場合、
敷地の固定資産税が最大6倍になる可能性があります。

管理不全空き家の情報提供があった場合、市で所有者等の調査を実施し、適正管理を促しています。



空き家の定期的な点検や今後の管理について考えましょう

ステップ① 現状を把握する

外観・内観等をチェックし、老朽化具合を把握しましょう。

【外観】 ☐瓦 ☐雨どい ☐バルコニー ☐外壁 ☐扉 ☐窓 ☐基礎部分

【内観】 ☐天井 ☐壁 ☐床 ☐室内ドア ☐障子 ☐設備

【その他】 ☐庭木 ☐雑草 ☐ごみ ☐郵便物 ☐塀 ☐施錠 ☐近隣挨拶

ステップ② 登記名義の確認・相続登記を行う

法務局で名義人を確認し、登記名義人が亡くなっている場合は、相続登記を行いましょう。

※令和6年4月から相続登記が義務化されています。正当な理由なく、義務に違反した場合、
罰則規定（10万円以下の過料）があります。

ステップ③ 今後の方針を決める

居住用にする → 自身や家族の居住用として活用、空き家状態を解消しましょう。

貸す・売る → 民間不動産業者、空き家バンクなどを活用し、賃貸、売買を行います。

解体する → 老朽化が進み、危険で活用できない建物を解体することも方法の一つです。更地にすることで土地としての利用価値の向上が期待できます。

管理を継続する → すぐに賃貸、売買、解体できない場合は、定期的に管理を行い、建物の老朽化を防ぎましょう。

市内の空き家についてお困りの場合、地域支援課まで連絡してください。相談内容に応じて、
関連部署と連携し、対応します。

ホームページでの情報掲載

市のホームページで空き家の管理等についての情報掲載を行っています。また、香川県では、空き家の再生・
利活用の包括的支援を行うため、「空き家利活用サポートチーム」の登録制度を創設し、空き家ポータルサイ
トに登録事業者等の団体を掲載していますので、参考にしてください。

問い合わせ先

地域支援課 地域生活係 ☎23-3949
☎23-3954



观音寺市の
空家対策



香川県空家
ポータルサイト



特集

ほっとけん、 空き家

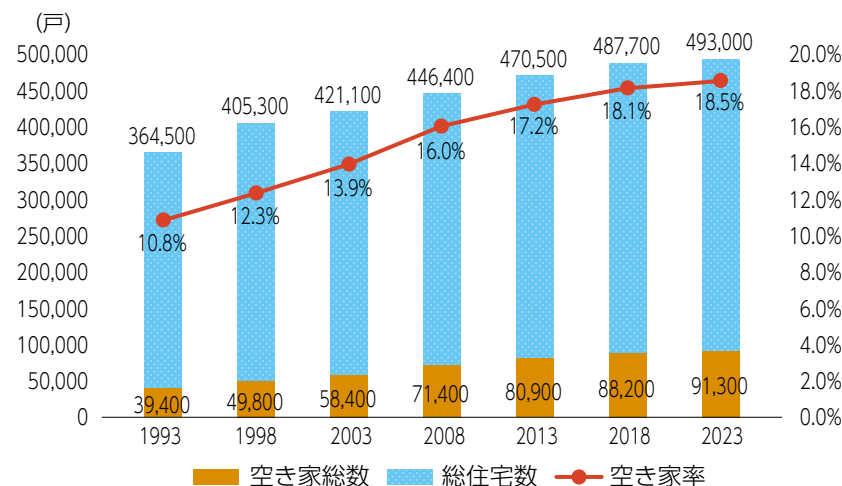
近年、人口減少や少子高齢化、核家族化など社会構造の変化により、全国的に空き家が増加しています。観音寺市でも、空き家に関する相談が増えています。

空き家の現状

「令和5年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計（速報集計）結果」（総務省統計局）によると、全国の総住宅数のうち、空き家は900万戸と、平成30年の前回調査（849万戸）と比べ、51万戸の増加で過去最多となっており、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は13・8%と、平成30年（13・6%）から0・2ポイント上昇し、過去最高となっています。

空き家数の推移をみると、これまで一貫して増加が続いており、1993年から2023年までの30年間で約2倍となっています。観音寺市も例外ではなく、空き家の割合は増加傾向にあります。

香川県における総住宅数、空き家総数、空き家率の推移



空き家率の高い都道府県

都道府県	空き家率 (%)
全国平均	13.8%
和歌山県	21.2%
徳島県	21.2%
山梨県	20.5%
鹿児島県	20.4%
高知県	20.3%
長野県	20.0%
愛媛県	19.8%
山口県	19.4%
大分県	19.1%
香川県	18.5%
長崎県	17.3%
岩手県	17.3%

出典：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）、香川県空き家ポータルサイト

定額減税しきれないと見込まれる人へ調整給付金を支給します

令和6年度個人住民税が観音寺市で課税される人のうち、定額減税可能額※1が令和6年分推計所得税額※2または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る納税義務者を対象に給付金が支給されます（納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える人は対象外）。

※1 定額減税可能額

所得税分 ▶ 3万円×減税対象人数 ・ 個人住民税所得割分 ▶ 1万円×減税対象人数
<減税対象人数>
納税義務者本人＋控除対象配偶者(国外居住者を除く)＋扶養親族(16歳未満扶養親族を含む、国外居住者を除く)

※2 令和6年分推計所得税額

令和6年分所得税額は令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額または令和6年度個人住民税課税情報により、令和6年分所得税額を推計します。令和6年分の所得税額が確定した後、当初の支給額に不足が生じる場合には、令和7年度に追加で不足分の支給を行う予定です。

●支給額

下記①と②の合算額を1万円単位で切り上げた額が支給されます。

①「所得税の定額減税可能額」－「令和6年分推計所得税額」（①<0の場合は0）

②「個人住民税所得割の定額減税可能額」－「令和6年度分個人住民税所得割額」（②<0の場合は0）

(例) ①＋②＝14,000円の場合、1万円単位で切り上げた20,000円が支給されます。

※①、②の両方が0の場合は支給されません。

●申請方法

市(市から委託を受けた事業者を含む)から対象者へ確認書を送付します（8月中旬をめぐり順次発送予定）。オンライン申請または郵送で申請してください。

オンライン申請

確認書に記載の
二次元コードか
ら申請

郵送

確認書に必要事項を記載し、
本人確認書類等とともに同
封の返信用封筒で返送

●申請期限

10月31日(木)まで(当日消印有効)

※期限までに確認書の返送または申請がない場合は、受け取りを辞退したことになります。

問い合わせ先

観音寺市定額減税補足給付金（調整給付金）
コールセンター
☎0120-055-130

生成AIを用いた市公式LINEチャットボットを活用してください！

7月1日から、観音寺市公式LINEで、生成AI（人工知能）を用いたチャットボットの利用を開始しました。一部の市の業務や手続きなどについて、24時間365日いつでも問い合わせができますので、ぜひ利用してください。

回答できる種類や利用方法は二次元コードからアクセスし、確認してください。

問い合わせ先 企画課 ☎23-3917



空き家情報登録制度「空き家バンク」

空き家の売却や賃貸などを希望する人から空き家の情報を提供していただき、空き家バンクへ登録した情報を市ホームページ等に掲載することにより、空き家の有効活用を図ります。

空き家を売りたい・貸したい人

- 1 物件登録の希望をふるさと活力創生課へ連絡
- 2 市職員が外観を確認し、登録可否を連絡
- 3 担当不動産業者の決定
- 4 建物詳細確認（市職員が同行）
- 5 空き家バンク登録申込書の提出
- 6 市ホームページなどで空き家情報として提供

空き家を買いたい・借りたい人

- 1 空き家バンク利用登録
- 2 物件見学の実施(担当不動産業者が同行)
- 3 交渉および契約(担当不動産業者が仲介)



空き家バンクについて
詳しくはこちら！



問い合わせ先 ふるさと活力創生課 ☎23-7803

令和6年度香川県空き家再生コンテストの開催

空き家の利活用を一層促進するため、県内において空き家を再生、活用した事例を募集します。優秀作品には副賞として県産品を贈呈します。

●対象となる空き家

- (1) 住宅※1として建築された後に空き家となった県内の物件であること
- (2) 改修工事等※2を行い、利活用を図ったものであること（再生後の用途は問いません）
- (3) 改修工事等の施工者（元請業者）が県内の事業者であること
- (4) 改修工事等を令和6年10月31日までに実施した物件であること
- (5) 再生、利活用した空き家本体に建築基準法等関係法令に明らかな違反がないこと
- (6) 過去に当コンテストに申し込みを行っていない物件であること。他の公的機関で実施された同種のコンテスト等に入選したものは対象外

※1 「住宅」とは居住の用に供されている建築物をいい、併用住宅を含みます。併用住宅とは、住宅の用途に供する面積が過半となる建物をいいます。

※2 「改修工事等」とは増築、模様替え、修繕等をいいます。

●応募資格者

応募者は、該当する空き家の所有者、管理者または入居者（以下、所有者等という）、設計者、施工者のいずれか1人とします。ただし、所有者以外が応募する場合には、所有者の同意（2次審査での現地審査における物件への立入りや、提出いただいた画像の使用等について）が必要です。

●応募期間 8月1日(木)～10月31日(木)必着

●応募方法 応募申込書に必要書類を添付し、郵送または直接下記へ提出してください。
応募関係書類は県住宅課で配布またはホームページからダウンロードできます。

●応募・問い合わせ先 香川県土木部住宅課 住生活企画グループ
〒760-857 高松市番町四丁目1番10号（県庁東館7階）
☎087-832-3583 ©087-806-0247 ©jutaku@pref.kagawa.lg.jp

